

## 給与規程

### (介護職員処遇改善手当)

第20条 この手当は、職員のうち、介護に従事する者に対して勤務状況等勘案し、“介護職員処遇改善加算”収入に応じて、基本給及び一時金で支給する。

- 2 この手当を含め、第21条第22条の各手当の一時金は、期末勤勉手当の基準日または支給日に退職が決まっている職員については、勤務した最終日の月までの支給とし、半期ごとの支給額を月割りで支給する。

・2022年度1人当たり一時金支給実績・特養常勤介護員 年220,000～500,000円

### (介護職員等特定処遇改善手当)

第21条 この手当は、原則、“介護職員等特定処遇改善加算”が発生する各サービスに所属する全ての職員に対し、一時金で支給する。但し、非常勤職員は常勤換算とする。

- 2 支給に際し、職員は技能・経験等により、以下のいずれかグループに該当するものとする。但し、Cの職員のうち、現年収が440万以上の者、またはこの手当の支給により12ヵ月後の年収が440万以上と見込まれる者については支給対象外とする。

A：勤続10年以上の介護職員(前歴経験、兼務者含む。)で、かつ介護福祉士資格者

B：A以外の介護職員

C：介護職員以外の職員

- 3 2項の総額に対する支給配分を以下のとおりとする。

A：B：C = 1以上：1：0.5以下～1

所属部署	対象職員：月額	対象職員：月額	対象職員：月額
介護福祉施設サービス	A：15,000円	B：10,000円	C：3,750～5,000円
通所介護サービス	A：10,000円	B：5,000円	C：3,750～5,000円
訪問介護サービス	A：10,000円	B：5,000円	C：3,750～5,000円

(一時金での支給にあたり、上記手当の基本額は上記とし、年2回の合計額は原則、上記額×12ヵ月とする。但し、“介護職員等特定処遇改善加算”収入状況により規程及び上記額を変更することがある。)

・2022年度1人当たり一時金支給実績・特養常勤介護員 A職員 年190,000円  
B職員 年130,000円

### (介護職員等ベースアップ等支援手当)

第22条 この手当は、“介護職員処遇改善加算”を取得している各サービスに所属する全ての常勤職員に対し支給する。シフト勤務等考慮し、原則、別表4に定める月額及び一時金で支給する。非常勤職員は常勤換算とし、月額及び一時金で支給する。但し、管理職は除く。

#### 別表4

所属部署	対象職員：月額	対象職員：月額
介護福祉施設サービス	介護職員：6,000円～	その他職員：4,000円～
通所介護サービス	介護職員：5,000円～	その他職員：4,000円～
訪問介護サービス	介護職員：4,500円～	その他職員：4,000円～

(居宅介護支援事業は対象外。なお、利用者の増減により対象となる加算が増減した場合、必要に応じて規程及び上記額を変更することがある。)